

# 「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)の 主な変更点 について

## 抜粋【変更前】(6/24 文教委員会説明・パブリックコメント手続時のもの)

### 3 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(6) 人権侵害を受けた者に対する支援  
市は、関係機関等と連携し、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害を受けた者に対する相談の実施その他必要な支援に努める。

### 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止  
何人も、市の区域内の道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、次に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行い、又は行わせてはならない。

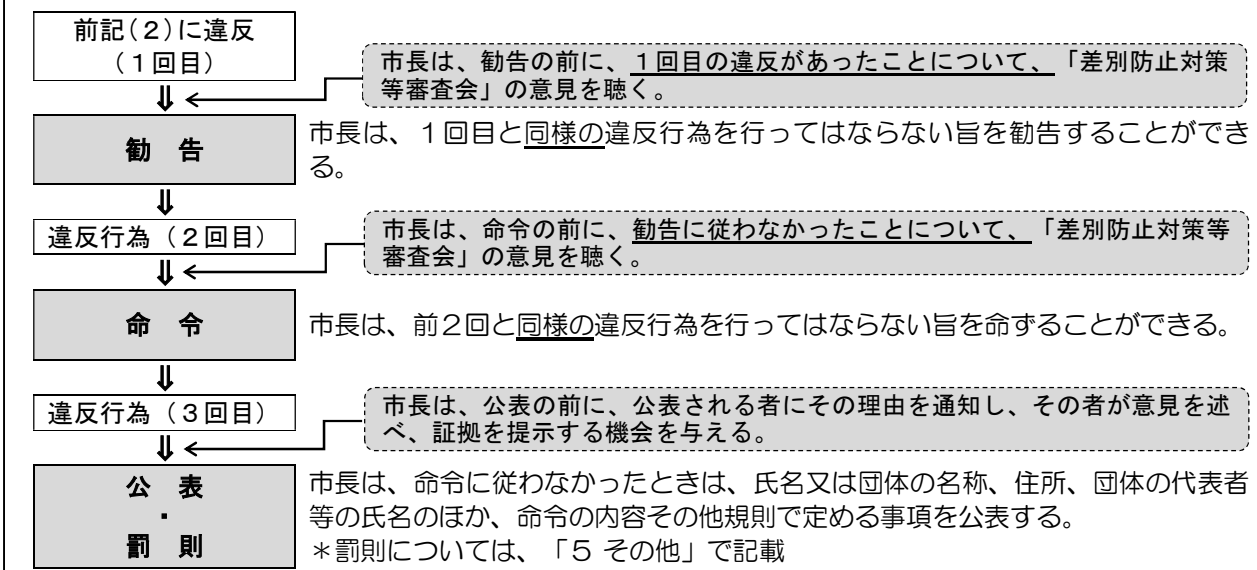
《類型》

- ◎ 特定の国若しくは地域の出身である者又はその子孫(以下「特定国出身者等」という。)を、本邦の域外へ退去させることをあおり、又は告知するもの
- ◎ 特定国出身者等の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることをあおり、又は告知するもの
- ◎ 特定国出身者等を著しく侮蔑するもの

《手段》

- ◎ 拡声機を使用する。
- ◎ 看板、プラカード等を掲示する。
- ◎ ビラ、パンフレット等を配布する。
- ◎ 多数の者が一斉に大声で連呼する。

### (3) 勧告・命令・公表



## 【変更後】

### 3 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(6) 人権侵害による被害に係る支援  
市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行う。

### 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止  
何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行い、又は行わせてはならない。

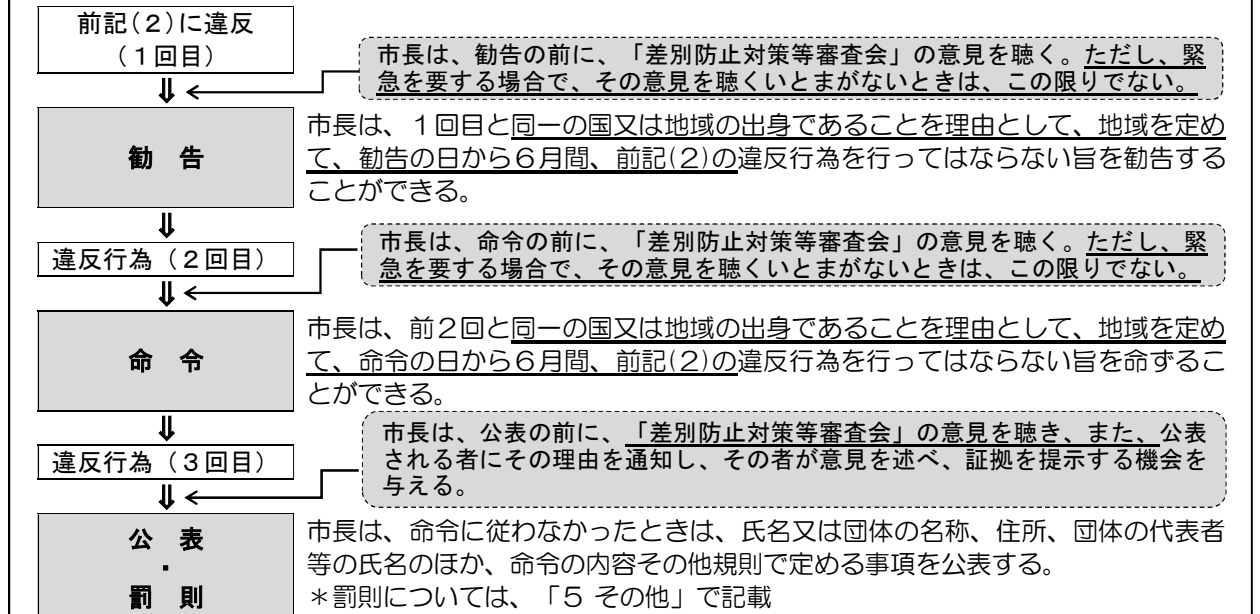
《類型》

- ◎ 本邦外出身者を、その居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- ◎ 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- ◎ 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

《手段》

- ◎ 拡声機を使用する。
- ◎ 看板、プラカード等を掲示する。
- ◎ ビラ、パンフレット等を配布する。

### (3) 勧告・命令・公表



## 抜粋【変更前】（6/24 文教委員会説明・パブリックコメント手続時のもの）

### 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

#### （6）差別防止対策等審査会

ア 前記(3)の勧告、命令、前記(5)の措置、公表を行う場合のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、附属機関として「差別防止対策等審査会」を置く。審査会は、委員5人以内で組織し、委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。その他の細目については、前記3(8)の「人権尊重のまちづくり推進協議会」と同様とする。

イ 審査会は、前記(5)の措置と公表に係る申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること等の必要な調査を行うことができ、前記(2)に違反したと認められる者、前記(3)の勧告に従わなかったと認められる者又は前記(5)のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、書面により意見を述べる機会を与えることができる。また、その指名する委員に前記の必要な調査を行わせることができる。

### 5 その他（雑則、罰則、施行期日等）

#### （4）施行期日

ア 公布の日 次イとウ以外のもの

イ 令和2年4月1日 「人権尊重のまちづくり推進協議会」、インターネット表現に係る拡散防止措置及び公表並びに「差別防止対策等審査会」に関するもの

ウ 令和2年7月1日 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組に関するものうち、禁止、勧告、命令、公表、報告及び質問並びに罰則

#### （5）経過措置

ア この条例の施行の際現に策定されている「人権施策推進基本計画」は、前記3(4)により策定された「人権施策推進基本計画」とみなす。

イ この条例の施行の際現に定められている「ヘイトスピーチ解消法」に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドラインは、前記4(4)により定められた公の施設の利用許可等の基準とみなす。

## 【変更後】

### 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

#### （6）差別防止対策等審査会

ア 前記(3)の勧告、命令、公表、前記(5)の措置、公表を行う場合のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、附属機関として「差別防止対策等審査会」を置く。審査会は、委員5人以内で組織し、委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。その他の細目については、前記3(8)の「人権尊重のまちづくり推進協議会」と同様とする。

イ 審査会は、前記(5)の措置と公表に係る申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること等の必要な調査を行うことができ、前記(3)により調査審議の対象となっている者又は前記(5)のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、書面により意見を述べる機会を与えることができる。また、その指名する委員に前記の必要な調査を行わせることができる。

### 5 その他（雑則、罰則、施行期日等）

#### （4）施行期日

ア 公布の日 次イとウ以外のもの

イ 令和2年4月1日 「人権尊重のまちづくり推進協議会」、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の章の趣旨、公の施設の利用許可等の基準、インターネット表現に係る拡散防止措置及び公表、「差別防止対策等審査会」並びに表現の自由等への配慮に関するもの

ウ 令和2年7月1日 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組に関するものうち、禁止、勧告、命令、公表、報告及び質問並びに罰則

#### （5）経過措置

ア この条例の施行の際現に策定されている「人権施策推進基本計画」は、前記3(4)により策定された「人権施策推進基本計画」とみなす。